

多摩都市計画地区計画の決定（多摩市決定） （参考）

多摩都市計画諏訪六丁目地区地区計画を次のように決定する。

10-3-20

	名 称	諏訪六丁目地区地区計画
	位 置	多摩市諏訪六丁目及び永山七丁目各地内
	面 積	約9.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、住民の福祉や利便性の向上に資するため、新住宅市街地開発事業における土地利用計画との整合性を確保しつつ、広域幹線道路沿道の立地条件を活かした産業・業務を主体とする市街地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	<p>地区の特性に見合ったきめ細かなまちづくりを進めるため、「資源化センター地区」と「幹線道路沿道地区」に区分し、それぞれの土地利用の方針を定める。</p> <p>1 「資源化センター地区」 資源循環型のまちづくりを進めるため、資源化センター施設の立地誘導を図る。</p> <p>2 「幹線道路沿道地区」 住民の福祉や利便性向上のために必要な沿道利用型の産業・業務施設等の立地誘導を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	緑豊かな公共空間を創出するために、新住宅市街地開発事業等によって整備される緑地の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	周辺の自然や住宅地と調和した沿道利用型の産業・業務施設等の立地を誘導し、また、潤いのある都市景観を創出するために、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を設ける。
地区整備計画	位 置	多摩市諏訪六丁目及び永山七丁目各地内
	面 積	約9.5ha

地区整備計画	地区及び施設の配置規模	種類	名称	面積	備考	
		緑地	緑地1号 緑地2号	約15,000㎡ 約6,900㎡	新設 新設	
	地区の区分	名称	「資源化センター地区」	「幹線道路沿道地区」		
		面積	約2.0ha	約7.5ha		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 ※	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 資源化センター (2) 前号の建築物に附属する建築物	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 ただし、工場、事業所に併設する単身者のための従業員寄宿舎は除く (2) ホテル又は旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 建築基準法別表第二(と)項に定める規定(原動機を使用する工場で作業場の床面積に関する規定は適用しない)に該当するもの ただし、印刷業、クリーニング業及び自動車修理業を営む工場並びに公設の給食センターは除く		
		建築物の敷地面積の最低限度 ※	500㎡			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から道路境界線までの距離は3m以上とし、隣地境界線までの距離は2m以上とする。ただし、危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号に定めるへい又は壁を設置するときはこの限りではない。			

地区 整備 計画	建築物等に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限	(色彩の制限) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、地区の環境と調和したものとする。
			(工作物、屋上設置物等の制限) 水槽等の屋上設置物、工作物は、目隠し等を設ける事によって、地上及び他の建物からの景観に配慮する。
			(屋外広告物等の制限) 屋外広告物は、周辺の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮する。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣、さくの構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等とする。ただし、法律等により設置が義務づけられたものは、この限りでない。	

※は知事承認事項

「地区計画区域、地区整備計画区域の範囲及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

(理由) 新住宅市街地開発事業により、公共施設の整備の行われている地区の良好な市街地の形成と保全を図るため、地区計画を決定する。

規則別表第1(第2条関係) 壁面の位置の制限の適用除外の建築物

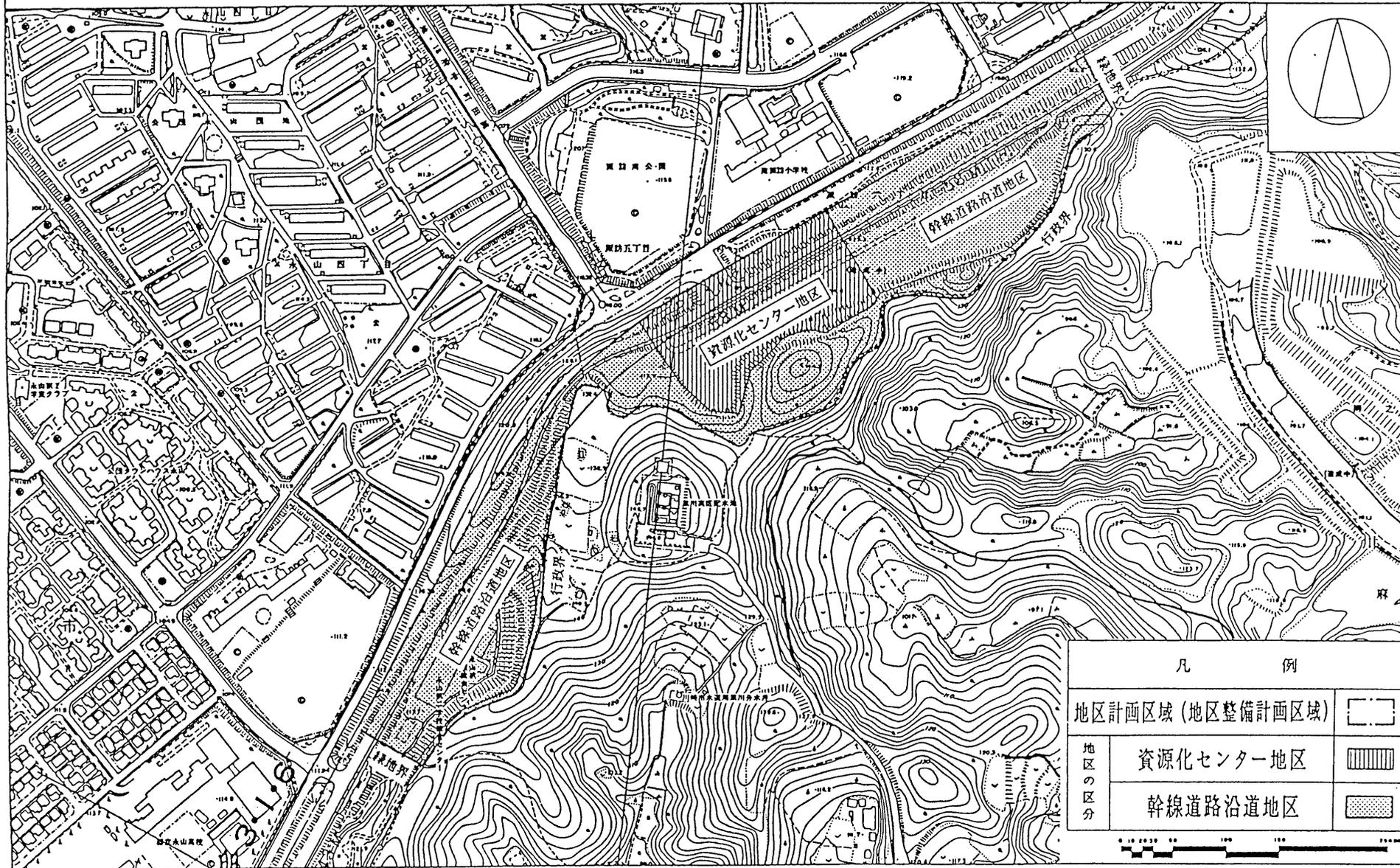
地区整備計画 区域	計画地区の区 分	壁面の位置の制限の規定の適用を受けない建築 物	
		出窓等	玄関ポーチベランダ等
諏訪六丁目地 区	—	—	—

規則別表第2(第3条関係) 建築物の高さの限度における地盤面

地区計画計画区 域名	計画地区の区分	地盤面
諏訪六丁目地区	—	—

多摩都市計画地区計画  
 諏訪六丁目地区地区計画

(多摩市決定) 計画図 1

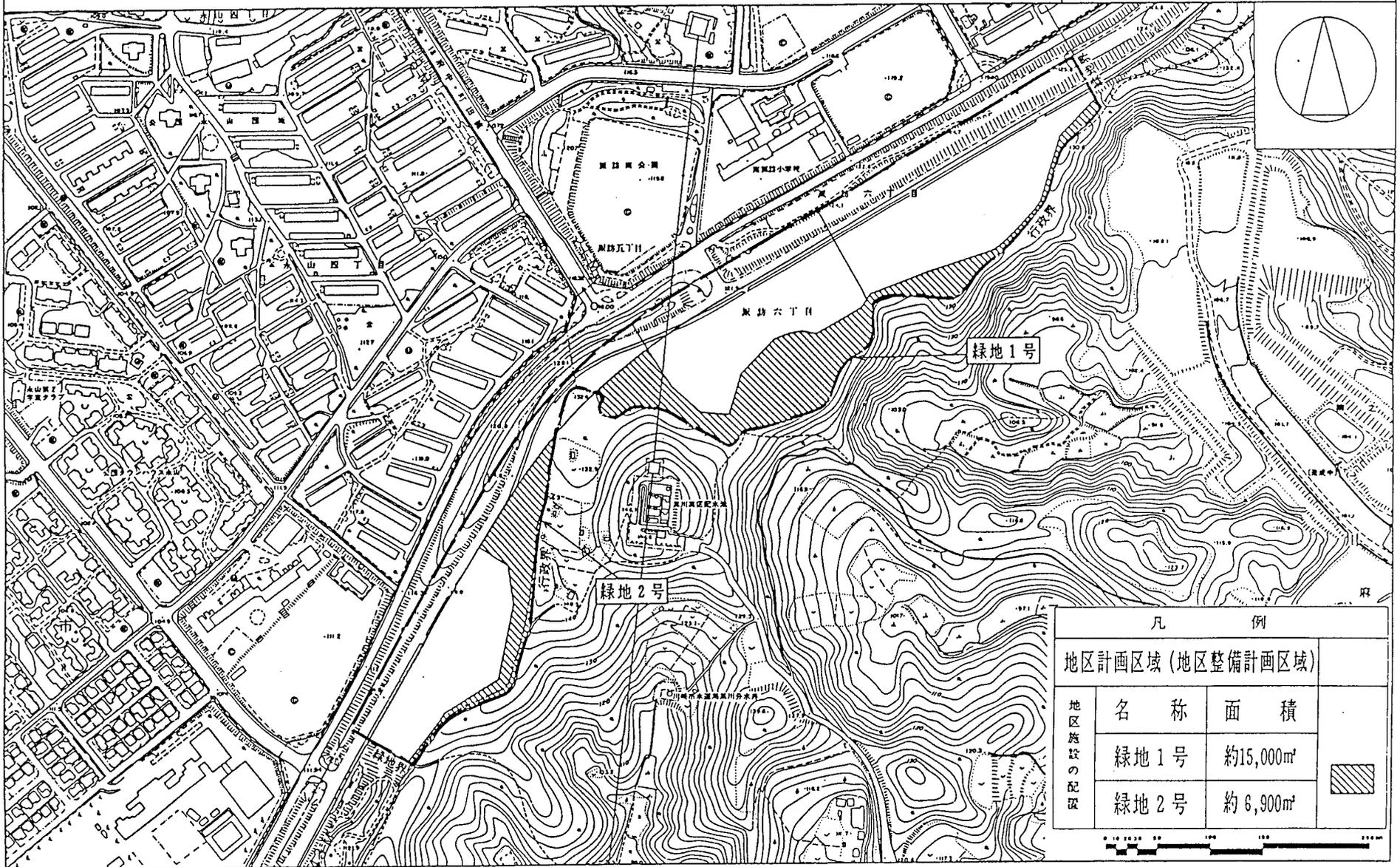


凡 例	
地区計画区域 (地区整備計画区域)	
地区の区分	資源化センター地区
	幹線道路沿道地区



多摩都市計画地区計画  
 諏訪六丁目地区地区計画

(多摩市決定) 計画図 2



凡 例		
地区計画区域 (地区整備計画区域)		
地区施設 の配設	名 称	面 積
	緑地 1号	約15,000㎡
	緑地 2号	約 6,900㎡

